



東電に原発動かす資格なし！

県議会連合委員会での遠藤れい子県議の
東電小早川社長への「質問予定原稿」

紹介します。



14日、県議会連合委員会
で東電の小早川社長を質す予定です。

東電の「保安規定」とは

2017年、東電は原子力規制委員会の指摘を受けて「保安規定の変更」を提出し、昨年10月30日に変更認可された。

第2条「基本方針」では

「社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる」とし、細かい条文を定めている。

「問い」核防護施設の機能喪失「赤」判定ー規定違反！ではないか。今般、原子力規制委員会より「赤」判定された核防護施設の機能喪失問題は、まさにこの保安規定が根本から問われる問題である。

<原子力規制委員会が定める4段階評価>

赤	安全確保への影響が大きい
黄	安全確保への影響があり安全度の低下が大きい
白	安全確保への影響があり安全度の低下が小さい
緑	安全への影響が極めて小さく事業者による改善が見込める

特に、昨年3月以降、核物質防護設備が故障し代替措置も不十分でテロ目的など悪意を持った侵入者を検知できない状態で、地元住民



東電HPIに「昨日よりも今日、今日よりも明日の安全レベルを高め、地域の皆さまから信頼され安心していただける発電所を目指し、取り組んでまいります。」しかし、セキュリティ施設15カ所が故障上記の文言 ⇒ 10カ所で不十分な代替措置を放置

を長期間危険にさらしていた。

保安規定第2条の4

「社長は・重大なリスクを確かかつ速やかに把握し・その内容を社会に速やかに発信する」に明確に違反すると考えるが、認識はいかに？

「問い」ID不正使用、工事未完了など幾重もの不祥事はなぜ？

規制委員会による「原子炉設置変更認可」工事計画認可「保安規定変更認可」などの判断のさなかに、核セキュリティの重大な問題をはじめ、ID不正使用、工

事未完了などの不祥事が幾重にも重なってきたことを振り返れば、もはや県民の信頼を回復することは至難といわざるを得ない。どのように対応するのか。

「問い」経産省・エネルギー省から、どのような働きかけや意見交換があったのか？

再稼働のための「地ならし」(1年間に80回新潟を訪問ー藤野保史衆議院議員の国会質問で判明)と報道されるような、政府(経産省・エネルギー)と経済界の強力な後押しがあることで、安全性確保のための緊張感を欠かさず、再稼働させるうえで安全対策に重大な欠陥を生じているのではないか。

「問い」県技術委員会の立ち入り調査を受け入れるべきではないか。

核防護施設の問題や、ID不正使用問題、工

自民党や規制委員会委員長も企業体質を批判(TV報道より)

- * 社会が認めない企業は淘汰されてしかるべきだ。(自民党・小野幹事長)
- * データ改ざんするだとか隠ぺいするだとかは東京電力に際立っている。悪い意味で東電スペシャルなのではないか。(原子力規制委員会・更田委員長)



柏崎刈羽原発サービスセンターを視察する遠藤県議 (20年10月24日)

事未完了問題など、一連の不祥事について、県が技術委員会の委員を同行させて立ち入り調査を行おうとした場合、真摯にこれを受け入れ、必要な協力を行うべきではないか。